

新潟市立図書館協議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市立図書館協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、1人とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員を欠員とすることができる。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満18歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員でない者
- (3) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、電話番号を記載したものに作文を添えて、直接または郵送、電子メール等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市立図書館協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育次長
- (2) 中央図書館長
- (3) 中心図書館長
- (4) 中央図書館館長補佐

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文及び書類を審査し、委員の合議により行う。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月10日より施行する。

(新潟市立中央図書館協議会の委員の公募に関する要領、新潟市立豊栄図書館協議会の委員の公募に関する要領、新潟市立亀田図書館協議会の委員の公募に関する要領、新潟市立新津図書館協議会の委員の公募に関する要領、新潟市立白根図書館協議会の委員の公募に関する要領、新潟市立坂井輪図書館協議会の委員の公募に関する要領及び新潟市立西川図書館協議会の委員の公募に関する要領の廃止)

2 新潟市立中央図書館協議会の委員の公募に関する要領（平成21年4月1日制定）、新潟市立豊栄図書館協議会の委員の公募に関する要領（平成23年1月30日制定）、新潟市

立亀田図書館協議会の委員の公募に関する要領（平成24年8月5日制定）、新潟市立新津図書館協議会の委員の公募に関する要領（平成21年4月1日制定）、新潟市立白根図書館協議会の委員の公募に関する要領（平成21年4月1日制定）、新潟市立坂井輪図書館協議会の委員の公募に関する要領（平成26年6月15日制定）及び新潟市立西川図書館協議会の委員の公募に関する要領（平成21年4月1日制定）は、廃止する。